

鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 9 月 29 日（金）第 452 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 歳入の収納事務の委託（子ども家庭課取扱い） 1
- 公有水面の埋立ての免許の出願（漁港漁場課取扱い） 1
- 道路の区域の変更（2件）（道路維持課取扱い） 3
- 都市計画公聴会の開催（都市計画課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 5
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 5

公 告

- 令和5年度准看護師試験公告（医師・看護人材課取扱い） 6
- 令和6年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告（監理課取扱い） 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 6

正 誤

- 鹿児島県公報第400号の15（令和5年3月31日付け）の一部訂正（※）（人事課取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第726号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 歳入の種類
母子父子寡婦福祉資金を借り受けた者が滞納している当該母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち知事が指定したもの
- 2 委託の相手方
東京都千代田区紀尾井町3番12号紀尾井町ビル
弁護士法人一番町綜合法律事務所
- 3 委託期間
令和5年5月15日から令和6年3月31日まで

鹿児島県告示第727号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての免許の出願があった。

なお、公有水面埋立法第2条第2項各号に掲げる事項を記載した書面及び関係図書は、令和5年9月29日から同年10月19日までの間、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課及び鹿児島県大隅地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

令和5年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 出願人の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田康一

2 埋立区域

(1) 位置

垂水市牛根麓字磯15番3及び15番15に隣接する道並びに同市牛根麓字磯15番16の地先公有水面

(2) 区域

ア A区域

次の各地点のうち、x 1の地点からx 6の地点までを順次に結んだ線、x 6の地点からx 10の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +2.90メートル）における公有水面と陸地との境界線及びx 10の地点とx 1の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- x 1 国土地理院二等三角点「海潟」（北緯31度33分14.7128秒，東経130度42分26.8434秒）（以下「基点」という。）から72度12分39秒1,419.91メートルの地点
- x 2 x 1の地点から12度45分42秒25.50メートルの地点
- x 3 x 2の地点から102度45分42秒156.97メートルの地点
- x 4 x 3の地点から12度45分42秒3.10メートルの地点
- x 5 x 4の地点から102度45分42秒1.88メートルの地点
- x 6 x 5の地点から191度09分36秒19.05メートルの地点
- x 7 x 6の地点から260度11分00秒23.21メートルの地点
- x 8 x 7の地点から282度08分15秒29.40メートルの地点
- x 9 x 8の地点から281度47分48秒35.45メートルの地点
- x 10 x 9の地点から283度01分19秒58.40メートルの地点

イ B区域

次の各地点のうち、x 11の地点からx 17の地点までを順次に結んだ線、x 17の地点からx 24の地点までを順次に結ぶ令和元年12月17日付け鹿児島県指令漁港第322号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面の境界線（D. L. +2.90メートルにより決定）、x 24の地点とx 25の地点を結んだ線、x 25の地点からx 28の地点までを順次に結ぶ平成20年の秋分の満潮位（D. L. +2.90メートル）における公有水面と陸地との境界線及びx 28の地点とx 11の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- x 11 基点から74度53分11秒1,566.41メートルの地点
- x 12 x 11の地点から11度09分36秒17.98メートルの地点
- x 13 x 12の地点から102度45分42秒1.25メートルの地点
- x 14 x 13の地点から192度45分42秒3.10メートルの地点
- x 15 x 14の地点から102度45分42秒51.52メートルの地点
- x 16 x 15の地点から12度45分42秒3.10メートルの地点
- x 17 x 16の地点から102度45分42秒0.87メートルの地点
- x 18 x 17の地点から192度45分42秒4.50メートルの地点
- x 19 x 18の地点から192度46分35秒1.80メートルの地点
- x 20 x 19の地点から191度12分39秒3.69メートルの地点
- x 21 x 20の地点から191度12分39秒7.00メートルの地点
- x 22 x 21の地点から245度21分55秒1.94メートルの地点
- x 23 x 22の地点から192度02分47秒1.84メートルの地点
- x 24 x 23の地点から192度04分14秒10.00メートルの地点
- x 25 x 24の地点から287度24分47秒5.89メートルの地点
- x 26 x 25の地点から16度33分42秒7.41メートルの地点

- x 27 x 26の地点から16度40分34秒8.04メートルの地点
- x 28 x 27の地点から285度59分50秒34.55メートルの地点

(3) 面積

- A 区域 3,951.73平方メートル
- B 区域 662.90平方メートル
- 合計 4,614.63平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

垂水市牛根麓字磯 9 番 6, 9 番 20, 12 番 3, 12 番 7, 12 番 8, 13 番 4, 13 番 10, 15 番 3, 15 番 12, 15 番 14, 15 番 15 及び 15 番 16, 9 番 6 と 12 番 7, 9 番 20 と 12 番 7, 9 番 20 と 15 番 16, 12 番 3 と 15 番 16, 12 番 7 と 15 番 16, 12 番 8 と 15 番 16, 13 番 4 と 15 番 16, 13 番 4 と 13 番 10, 13 番 10 と 15 番 12, 13 番 10 と 15 番 13, 13 番 10 と 15 番 15 及び 15 番 15 と 15 番 16 に 挟 ま れ た 道 並 び に 15 番 3 及 び 15 番 15 に 隣 接 す る 道 並 び に こ れ ら の 地 先 公 有 水 面

(2) 区域

次の各地点のうち、y 1 の地点から y 4 の地点までを順次に結んだ線、y 4 の地点から y 11 の地点までを順次に結ぶ令和元年12月17日付け鹿児島県指令漁港第322号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面の境界線 (D. L. + 2.90メートルにより決定), y 11 の地点と y 12 の地点を結んだ線及び y 12 の地点と y 1 の地点を結んだ線により囲まれた区域

- y 1 基点から72度32分56秒1,401.69メートルの地点
- y 2 y 1 の地点から13度45分22秒147.43メートルの地点
- y 3 y 2 の地点から102度45分42秒223.95メートルの地点
- y 4 y 3 の地点から192度45分42秒102.41メートルの地点
- y 5 y 4 の地点から192度45分42秒4.50メートルの地点
- y 6 y 5 の地点から192度46分35秒1.80メートルの地点
- y 7 y 6 の地点から191度12分39秒3.69メートルの地点
- y 8 y 7 の地点から191度12分39秒7.00メートルの地点
- y 9 y 8 の地点から245度21分55秒1.94メートルの地点
- y 10 y 9 の地点から192度02分47秒1.84メートルの地点
- y 11 y 10 の地点から192度04分14秒10.00メートルの地点
- y 12 y 11 の地点から192度04分14秒14.95メートルの地点

(3) 面積

33,173.53平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

令和 5 年 9 月 1 日

鹿児島県告示第728号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 5 年 9 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 5 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	270号	南さつま市金峰町新山字北之堀2162番1地先から同市金峰町新山字岸元335番8	前後	51.5~58.4 26.6~26.9	34.5 34.5

	地先まで			
--	------	--	--	--

鹿児島県告示第729号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和5年9月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町新山字岸元335番8地先から同市金峰町新山字北之堀2162番1地先まで	前	51.5～58.4	34.5
			後	26.6～26.9	34.5

鹿児島県告示第730号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和5年9月29日

鹿児島県知事 塩田康一

1 日時

令和5年11月5日（日）午前10時30分から

2 場所

鹿児島県庁（行政庁舎7階）共用会議室7-A-2（鹿児島市鴨池新町10番1号）

3 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案の概要

(1) 鹿児島市域都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更（次のとおり）

(2) 鹿児島都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更（次のとおり）

（「次のとおり」は，省略し，その関係図書を鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部土木建築課並びに鹿児島市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。なお，鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/sakutei/kochokai.html>）においても掲示する。）

4 公述の申出

(1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は，公述申出書（別記様式）を令和5年10月30日（月）までに，鹿児島県土木部都市計画課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に到着するよう提出すること。

なお，公述申出書の様式は，鹿児島県のホームページ（<http://www.pref.kagoshima.jp/ah10/infra/toshi/sakutei/kochokai.html>）から取得することができる。

(2) 知事は，公述申出書を提出した者のうちから公聴会において意見を述べる者を選定して，その者に通知する。

5 公聴会の開催の中止

4の(1)の公述申出書の提出がなかった場合には，公聴会の開催を中止する。

6 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課（電話099-286-3676）

鹿児島県鹿児島地域振興局建設部土木建築課（電話099-805-7320）

鹿児島市建設局都市計画部都市計画課（電話099-216-1378）

7 公聴会に関する問合せ先

鹿児島県土木部都市計画課（電話099-286-3676）

鹿児島市建設局都市計画部都市計画課（電話099-216-1378）

別記様式

公 述 申 出 書	
鹿児島県知事 塩田康一 殿	
私は、令和 5 年 11 月 5 日に開催される鹿児島市域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更等に関する公聴会において、次の意見の要旨及びその理由のとおり公述したいので申し出ます。	
令和 年 月 日	
郵便番号	
住 所	電話番号
氏 名	
年 齢	職 業
意見の要旨及びその理由	

始良・伊佐地域振興局告示第 39 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 5 年 9 月 29 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
L i f e	霧島市国分清水一丁目 21 番 6 号	雅建装株式会社	霧島市国分郡田 1955 番地	遠山 雅也	令和 5 年 9 月 15 日	共同生活 援助

大隅地域振興局告示第 16 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 5 年 9 月 29 日

大隅地域振興局長 永野義人

事 業 所		申 請 者			指 定 年 月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
曾於児童発達支援センターわたぼうし	曾於市末吉町南之郷字並松 114 番地 1	株式会社 H . R .	宮崎県都城市前田町 6 街区 19 号	細谷 竜太	令和 5 年 5 月 24 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
児童発達支援・放課後等デイサービスはぐはぐ	曾於郡大崎町井俣 788-2	合同会社 L I N D O	鹿屋市串良町上小原 4660 番地 9	清水 貴子	令和 5 年 6 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
りんこう発達支援ひかり	曾於市末吉町岩崎 2103	社会福祉法人輪光福祉会	曾於市末吉町岩崎 971 番地 1	山内 大宣	令和 5 年 6 月 1 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
放課後等デイサ	鹿屋市寿八丁目	株式会社スター	鹿屋市野里町	岩元美由記	令和 5 年	放課後等

ービスがじゅま るどりーむ	19番7号	シップ	4917番地3		6月1日	デイサー ビス
はっぴーoneⅡ	鹿屋市川西町 4461番地14	株式会社純隆	鹿屋市川西町 4669番地5	吉留 祐子	令和5年 6月1日	保育所等 訪問支援
はっぴーone純	鹿屋市川西町 4465番地4	株式会社純隆	鹿屋市川西町 4669番地5	吉留 祐子	令和5年 6月1日	保育所等 訪問支援

公 告

令和 5 年度准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和 5 年度准看護師試験を次のとおり実施する。

令和 5 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の日時
令和 6 年 2 月 14 日（水）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで
- 2 試験の実施場所
 - (1) 鹿児島会場
鹿児島大学共通教育センター（鹿児島市郡元一丁目21番30号）
 - (2) 大島会場
鹿児島県大島支庁（奄美市名瀬永田町17番3号）
- 3 受験願書等の受付期間
令和 5 年 12 月 11 日（月）から同月 15 日（金）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
なお、郵送の場合は、令和 5 年 12 月 15 日の消印のあるものまで受け付ける。
- 4 受験願書の用紙の請求及び試験についての照会先
鹿児島県くらし保健福祉部医師・看護人材課
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-2736

令和 6 年度鹿児島県建設工事入札参加資格審査の申請期間等に関する公告

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成 8 年鹿児島県告示第1402号）第 7 条の規定により、定期の入札参加資格の審査の申請期間等について、次のとおり公告する。

令和 5 年 9 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 対象者
県外に主たる営業所を有する者
- 2 申請を受け付ける場所及び期間

場 所	期 間	
	年 月 日	時 間
鹿児島県土木部監理課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）	令和 5 年 10 月 23 日から同年 11 月 6 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）。なお、郵送の場合は、令和 5 年 11 月 6 日の消印のあるものまで受け付ける。	8 : 30 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 17 : 15

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定による設

立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体及び法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和5年9月29日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党鹿児島県遊技産業支部	手崎 朋彦	若松 剛	鹿児島市荒田二丁目6番2号	○	令和5年8月22日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
朝木一仁後援会	朝木 一昭	池田 弘子	奄美市名瀬井根町18-18	令和5年8月17日
おおばりか後援会	大庭 梨香	栄 竜太	奄美市住用町見里165-2	令和5年8月17日
杉ためあき後援会	杉 為昭	杉 為昭	西之表市伊関505-1	令和5年8月24日
西山英一後援会	西山 英一	西山 英一	南九州市穎娃町郡1294-2	令和5年8月14日
盛剛後援会	盛 剛	林 繁基	奄美市名瀬安勝町22-3	令和5年8月25日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党伊佐支部	池畑 知行	代表者の氏名	池畑 知行	猩々 義秋	令和5年8月30日
立憲民主党鹿児島県総支部連合会	円林 誠子	主たる事務所の所在地	鹿児島市真砂町1-3	鹿児島市下荒田1-6-23-2F	令和5年8月1日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
荒木耕治後援会	荒木 謙一	会計責任者の氏名	松田 純治	田村 良二	令和5年7月1日
日本薬業政治連盟鹿児島県支部	荒田 賢一	代表者の氏名	荒田 賢一	中島 由行	令和5年7月26日
		会計責任者の氏名	上松瀬 士行	深栖 正尚	

3 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定年月日
大庭 梨香	大庭 梨香	奄美市議会議員	おおばりか後援会	奄美市住用町見里165-2	令和5年8月17日

正 誤

令和5年3月31日付け鹿児島県公報第400号の15中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	上から3行目	」を「の	申出」を「の申出